

商業用レコードの利用に係る権利に関する諸外国調査 調査結果の概要

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
2024年3月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

世界が進むチカラになる。



調査概要

■ 背景

近年、デジタル・ネットワーク技術の急速な進展に伴い、国際的な調和に留意しつつ、著作物等の利用円滑化と権利者への適切な対価還元をどのように実現するかが重要な課題となっている。「知的財産推進計画2023～多様なプレイヤーが世の中の知的財産の利用価値を最大限に引き出す社会に向けて～（2023年6月9日知的財産戦略本部）」の中では、「我が国が質の高いコンテンツを持続的に生み出していくには、クリエイターが、その能力を主体的に発揮して作品を送り出すとともに、当該作品の利用に応じた適切な対価を得て、それらを基に新たな創作活動へとつながる好循環を機能させていくことが重要である」と指摘され、施策の方向性として「**国際的ハーモナイゼーションの観点等を踏まえながら、クリエイター・制作事業者への適切な対価還元…（略）…について、各分野の実態把握と課題の整理を進める**」と示されている。

レコード製作者・実演家については、以下の権利は付与されていない。

①商業用レコードを用いて、市販CD等を直接的に再生して、店舗・商業施設等で音楽を公衆に聴かせる行為及び

②有線・衛星音楽ラジオ及びインターネット配信等の公衆送信を受信して、音楽を間接的に公衆に聴かせる行為

※なお、商業用レコードを用いて放送や有線放送を行う場合、放送事業者等は、レコード製作者、実演家、著作権者に二次使用料を払う必要あり。

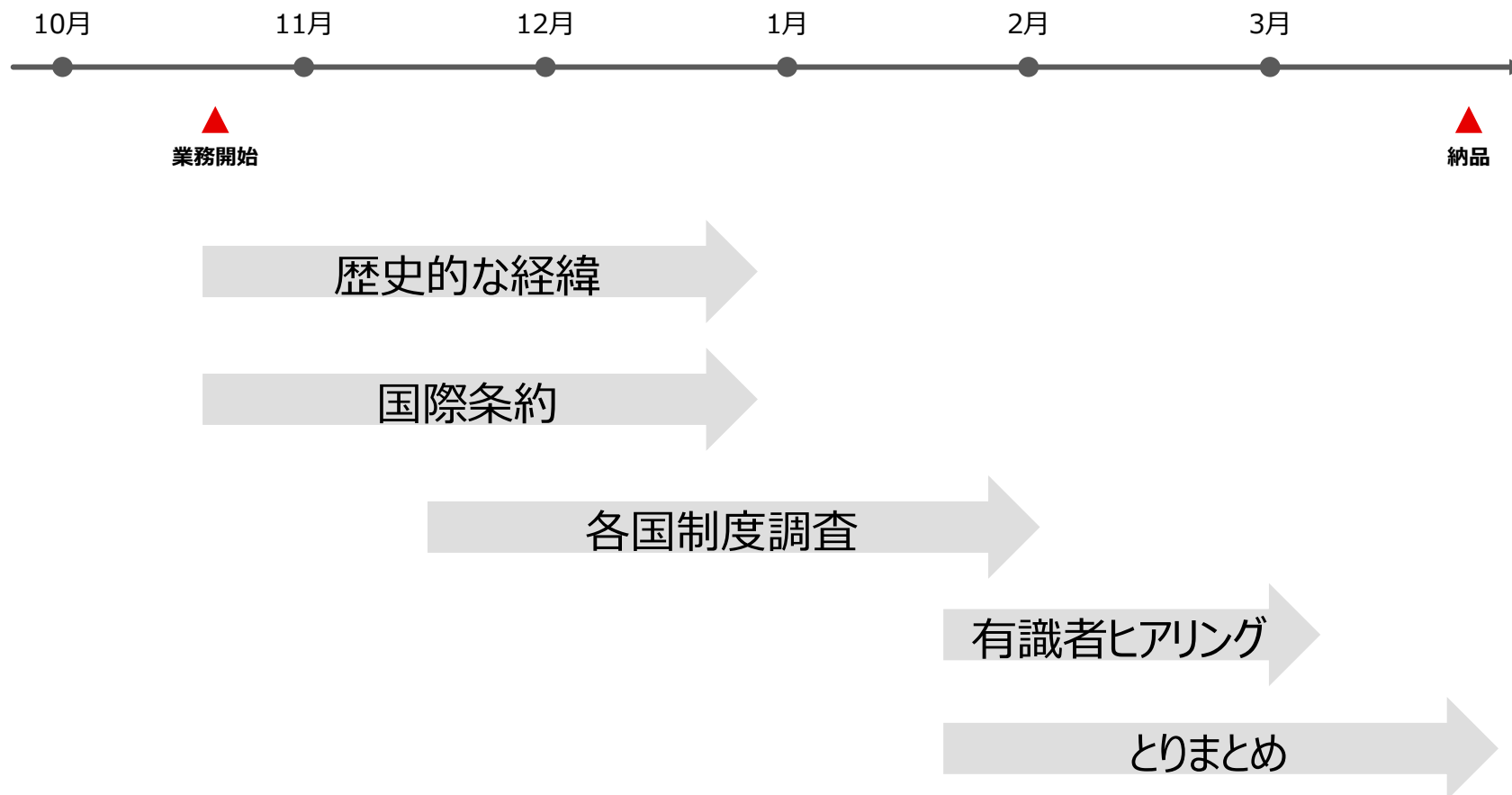
※国際的な動向としては、「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する条約」（ローマ条約）及び「実演及びレコードに関する世界知的著作権機関条約」（WPPT）においては、商業用レコードの利用に係る権利は、放送二次使用料請求権と同様、実演家・レコード製作者を権利者とする報酬請求権として規定されており、現在、全EU加盟国をはじめ、導入している国がある一方で、本規定は留保を付すことが可能であり、我が国では米国と同様、留保を行っており、制度面に違いがある。

■ 目的

以上を踏まえ、今般、この点に着目し、**我が国における音楽著作物、実演及びレコードの保護の歴史と経緯に加え、音楽著作物、実演及びレコードの利用に係る国際条約上の取り扱い、諸外国における法制度や施策の動向等について把握・調査**を行い、著作隣接権上の課題等に対応した制度を検討するための参考とする。

調査スケジュール

- 以下のスケジュールを想定し、現地調査はそれぞれ以下のスケジュールで実施
- 調査対象国はEU、独国、仏国、英国、米国、中国、シンガポール、韓国（本資料では米国は省略）



調査項目

章立て（調査項目）は以下の構成。本資料は第3章・第4章の一部について紹介。

第1章 背景・目的

1. 目的
2. 調査期間
3. 本調査の対象国・地域
4. ヒアリング調査対象
5. 調査体制

第2章 日本の著作権法における歴史と経緯

1. 著作権法制の歴史的な経緯
2. 音楽分野における保護の経緯

第3章 国際条約

1. 商業用レコードの利用に係る国際条約の概観
2. 各国際条約における商業用レコードの利用に係る規定
 - (1) ベルヌ条約
 - (2) ローマ条約
 - (3) WPPT
 - (4) 日英・EPA
 - (5) 日EU・EPA

3. 留保の傾向

- (1) 全体的な傾向
- (2) 留保規定の類型
- (3) 他国における留保規定

4. 音楽マーケットと留保の状況

第4章 諸外国の状況

1. 商業用レコードの利用に関する著作権法制の規定
2. 各国における徴収・分配の仕組みや工夫
3. ローマ条約・WPPTにおける留保規定
4. 内国民待遇などの状況
5. レコード製作者・実演家の権利に関する国民・利用者の理解
6. レコード製作者・実演家の権利に関する国民・利用者の普及啓発

第5章 まとめ

国際条約について（特にWPPT）

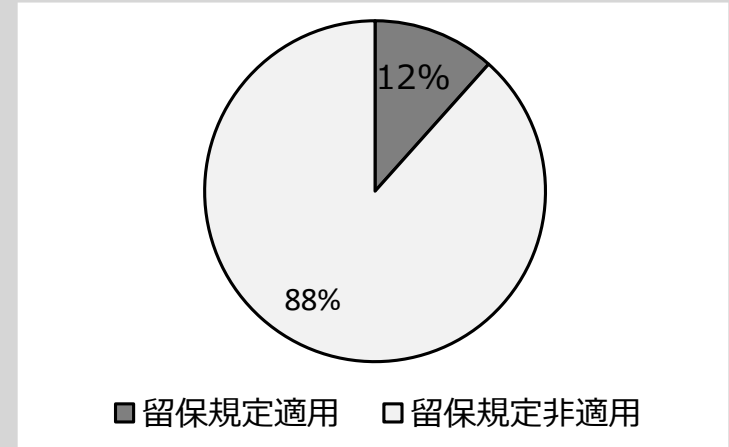
- WPPT第15条第1項では「実演家及びレコード製作者は、商業上の目的のために発行されたレコードを**放送**又は**公衆への伝達**のために**直接**又は**間接**に利用することについて、**単一の衡平な報酬**を請求する権利を享有する」とされている。
- 第15条第1項に関して留保している国は、WPPT締約国のうち12%（112か国中13か国）程度。

WPPTにおける商業用レコードの利用の分類と例

	直接の利用	間接の利用
放送	放送におけるレコードの送信	放送におけるレコードの再放送、有線同時再送信等
公衆への伝達	店舗等 ^{注1} でレコードを再生	レコードを用いた放送・有線放送を受信し店舗等での再生や、オンデマンド・ストリーミング・サービスを通じた、レコードの店舗等での再生

注1) ディスコ、バー、レストラン、地下鉄の駅、スーパーマーケット、その他公衆に解放された場所。
 資料) Jörg Reinbothe & Silke Von Lewinski, The WIPO Treaties on Copyright: A Commentary on the WCT, the WPPT, and the BTAP (2ed. 2015)、『WIPOが管理する著作権及び隣接権諸条約の解説並びに著作権及び隣接権用語解説』（著作権情報センター；2007年3月）、胡雲紅「二次使用料制度に関する研究—中国著作権法における規定の整備を中心に—」横浜国際社会科学研究所 第14巻第1・2号、32-45頁を参考に整理した。

■ WPPT第15条第1項に関する留保規定（同条第3項）適用の有無



分類	留保規定の内容（例）	該当国
第15条第1項非適用型	第15条第1項を適用しない（放送又は公衆への伝達のために直接又は間接に利用することについて、実演家・レコード製作者に報酬請求権を認めない）	中国、インド、ニュージーランド、北マケドニア
第15条第1項条件付き適用型	日本：主に、店舗内でのレコードの再生やオンデマンド・ストリーミング・サービスを通じた、レコードの店舗等での再生に関しては報酬請求権を認めない カナダ：レコードの再送信に関しては報酬請求権を認めない チリ：レコードの直接の使用にのみ報酬請求権を認める。他の締約国のレコードの保護に関しては相互主義を採用する／など	オーストラリア、日本、アメリカ、ベトナム、カナダ、チリ、韓国、ロシア、シンガポール

諸外国の状況①（概要）

■ 調査対象国におけるレコード製作者・実演家の商業用レコードに関する権利は以下の通り。

		EU	独国	仏国	英国	中国	シンガポール	韓国
WPPT第15条第1項 公衆への伝達 ×直接	製作者	報酬請求権	報酬請求権 (補償金請求権)	報酬請求権	許諾権	報酬請求権	報酬請求権	報酬請求権
	実演	報酬請求権	報酬請求権	報酬請求権	報酬請求権 (補償金請求権)	—	—	報酬請求権
WPPT第15条第1項 公衆への伝達 ×間接	製作者	報酬請求権	報酬請求権 (補償金請求権)	報酬請求権	許諾権	報酬請求権	報酬請求権 ^{注1}	報酬請求権
	実演	報酬請求権	報酬請求権	報酬請求権	報酬請求権 (補償金請求権)	—	—	報酬請求権
上記の権利について徴収を行う 集中管理団体(CMO)		—	GVL/ GEMA	SPRE	PPL/ PPL PRS	CAVCA	MRSS	総合徴収団 体、KOMCA
実演家：レコード製作者の配 分比率		—	55:45 ^{注2}	50:50	50:50	0:100	0:100	50:50
配分比率の根拠		—	CMOの 規定	知的所有権 法典	CMOの 規定	実演家の報 酬請求権なし	実演家の報 酬請求権なし	CMOの 規定

注1) シンガポールは無線電信によるテレビまたは音声の放送（衛星による放送を含む）を受信し店舗等で再生する場合には報酬請求権が認められない。

注2) ドイツは分野により分配比率は異なるが、全体で実演家：レコード製作者＝55:45となっている。GVL, VERTEILUNGSPLANE ab 2021, (2023),

<https://gvl.de/rechteinhaberinnen/verteilung>およびThomas Dreier & Gernot Schulze, Urheberrechtsgesetz: Urheberrechts-Diensteanbieter-Gesetz,

5 Verwertungsgesellschaftengesetz, Nebenurheberrecht, Kunsturhebergesetz (7ed. 2022)を参考とした。

諸外国の状況②（徴収・分配スキーム）

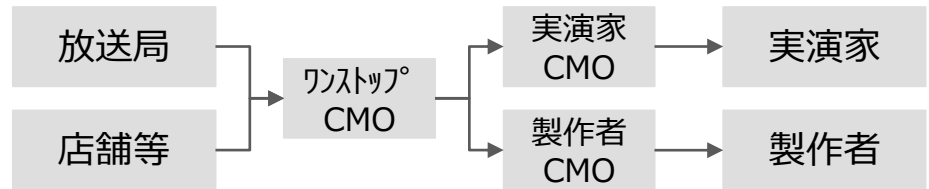
- 店舗等・放送等の徴収については、EUにおいては隣接権のCMOがそれぞれ店舗等に徴収することはない。EUのレポートでは、①合併モデル、②分担モデル、③ワンストップモデル、④混合モデルが紹介されており、徴収にあたって各国の事情にあわせて合理的な手段が取られている。

徴収・分配モデル

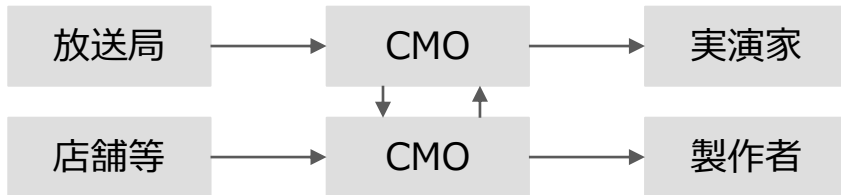
- ①合併モデル：1つのCMOが徴収・分配する
(チェコ、リトアニア、オランダ、スロベニア、フィンランド)



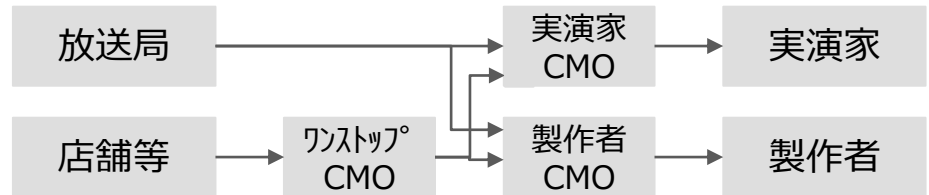
- ③ワンストップモデル：ワンストップ CMOが徴収、各CMO→権利者に分配
(ベルギー、ギリシャ、スペイン、フランス、クロアチア、ポルトガル)



- ②分担モデル：各CMOが分担して徴収、相互に分配
(エストニア、スウェーデン)



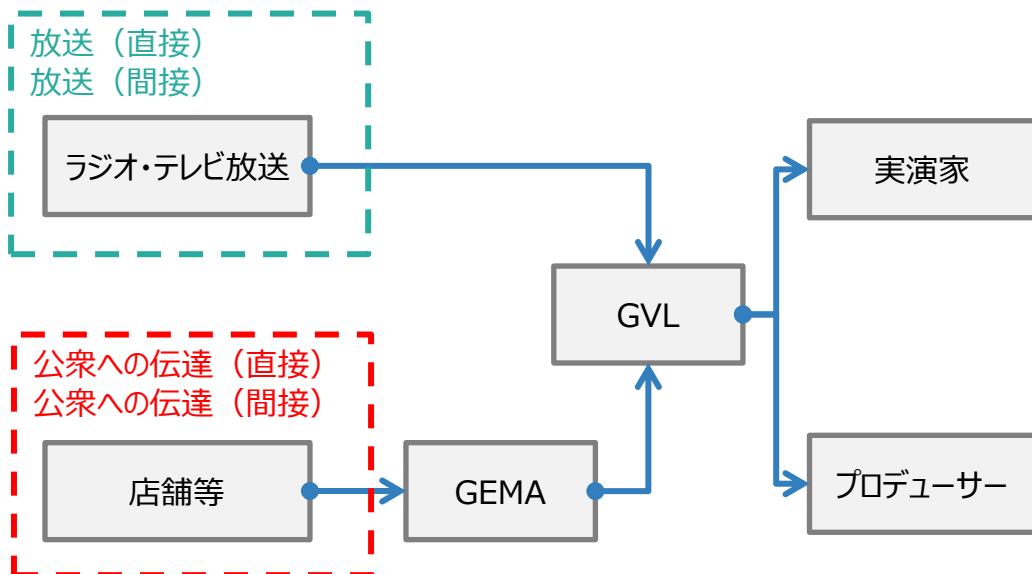
- ④混合モデル：①～③を組み合わせたもの
(ドイツ、アイルランド、イタリア、ハンガリー、オーストリア)



諸外国の状況③（例：独国）

- 独国では、放送に関する商業用レコードに関する権利は、GVL（隣接権団体）が直接徴収分配を行っている。店舗等の再生演奏についてはGEMA（音楽著作権団体）に徴収を委託している。GEMAの店舗等の再生演奏に関する料金表はGEMAとGVLの料金表が合算されたものとなっている。
- 著作隣接権者の徴収額は料金表のうち20%。（GVLとしてはこの割合の低さを課題のひとつとして挙げている）
- GVLは2022年の年間収入235.4M€（≒381億円）のうち、ラジオ・テレビ・ビデオクリップが94.7M€（≒152億円）、公衆への伝達で39.1M€（≒63億円）、ウェブキャストは2.3M€（3.7億円）。
- ライセンス料はセクター、用途、利用規模等で分類されている。ただし、音源の種類（テレビ・ラジオのみ、CD等の再生）によってライセンス料に違いはない。

徴収・分配のフロー



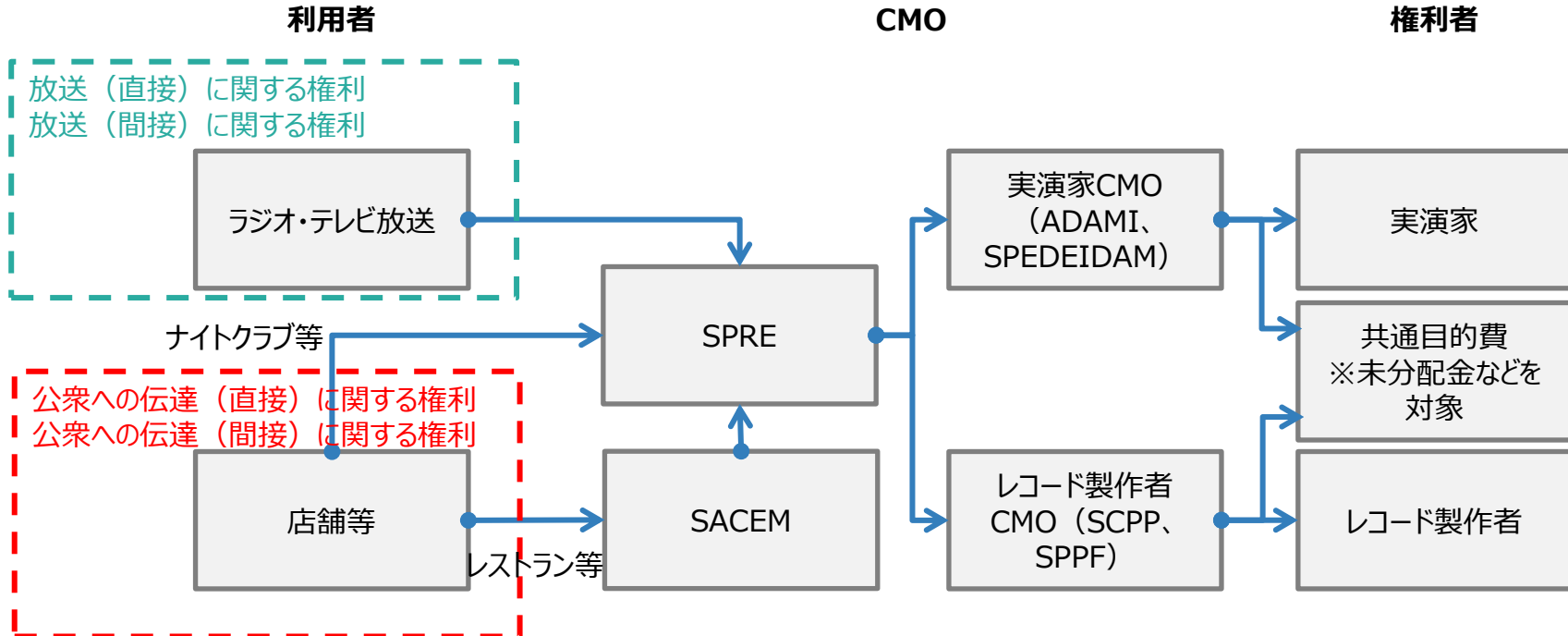
音楽バーの料金表（年間契約、単位：ユーロ[税抜]）
※GEMAとGVLの合算値となっている

営業日 広さ	3日	4日	5日	6日	7日
100㎡	752.16	972.72	1,167.24	1,335.84	1,474.08
200㎡	1,504.32	1,945.44	2,334.48	2,671.68	2,948.16
300㎡	2,256.48	2,918.16	3,501.72	4,007.52	4,422.24
400㎡	3,008.64	3,890.88	4,668.96	5,343.36	5,896.32
500㎡	3,760.80	4,863.60	5,836.20	6,679.20	7,370.40

資料) GEMAの料金表より

諸外国の状況④（例：仏国）

- 仏国では、放送に関する商業用レコードに関する権利は、SPREが徴収分配を行っている。SPREは隣接権団体4団体により運営され、SPREから各CMOに分配し、そこからレコード製作者・実演家に分配される。
- ラジオ・テレビ・ウェブキャストはSPREが徴収し、店舗のうち一部（ナイトクラブ等）は直接徴収するが、一部業種（レストラン等）はSACEM（音楽著作権団体）を経由して徴収している。
- 料金表のうち隣接権団体（SPRE）の報酬が占める割合は、レストランを例に見ると26.8%~33.8%であった。レストランの例では、店舗面積が大きいほど隣接権団体の割合が高かった。
- 報酬請求権の報酬額は、権利者・利用者の各団体で構成される委員会により定められる。なお、この報酬額は物価変動が自動的に反映される。



諸外国の状況⑤（例：仏国）（続き）

- SPREの①ナイトクラブ及び類する施設、②音楽バー・音楽レストラン、⑤音楽がある場所についての料金表を抜粋したものは以下のとおり。テレビ・ラジオから大音量スピーカーを使わず、直接音楽を公衆に伝達する場合には小規模事業者（下表中：小さなカフェ・小さな美容院）とみなされ安価な価格が適用される。また、グループでの利用での割引等もある。

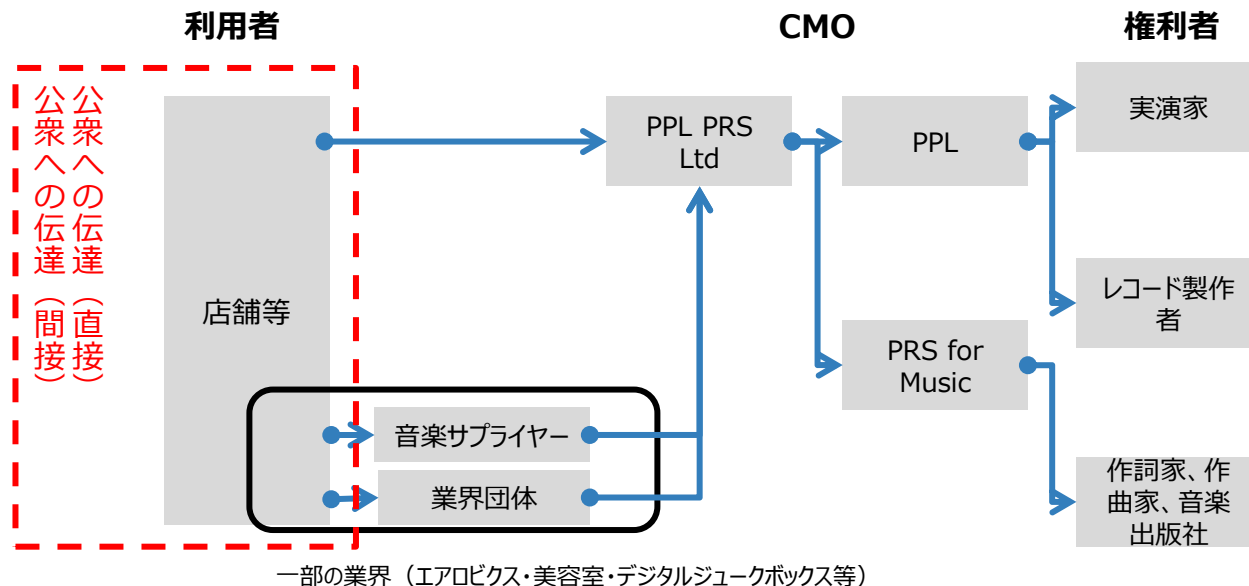
SPREの料金表（事業所当たり）

営業の種類等	算出方法・基準	年間使用料（税抜）
ナイトクラブおよび類似の施設	比例価格 課税対象となる収入（各種税引き後）×1.65% ※期限内（決算後4か月以内）に申告した場合12%、期限内に請求額を支払った場合15%、左記が口座振替で支払った場合17%控除される。	
	パッケージ料金 収容人数1～100名・営業日1～52日 収容人数501名以上・営業日261日以上	460 € 4,025 €
音楽的な雰囲気があるバー・レストラン	音楽的な雰囲気があるバー・レストラン 課税対象となる収入（各種税引き後）×1.65% ※期限内（決算後4か月以内）に申告した場合12%、期限内に請求額を支払った場合15%、左記が口座振替で支払った場合17%控除される。	
	収容人数1～100名・営業日1～52日 収容人数501名以上・営業日261日以上	460 € 4,025 €
音楽がある場所	カフェ・レストラン 小さなカフェ・地域の人口2,000人以下 小さなカフェ・地域の人口50,000人以上	小さなカフェ・パリ 264.76 €
		座席数101名以上・地域の人口2,000人以下 279.88 €
		座席数101名以上・地域の人口50,000人以上 627.84 €
		座席数101名以上・パリ 956.90 €
		小売業 就業者数0～2名 107.22 €
	就業者数3～5名 190.60 €	
	就業者数6～10名 260.35 €	
	就業者数11～15名 345.49 €	
	就業者数15名超 464.62 €	

営業の種類等	算出方法・基準	年間使用料（税抜）
音楽がある場所	大規模小売事業者 店舗面積400㎡以下 店舗面積401～1,000㎡	106.25 € 106.25€ + 0.2952€（×店舗面積[㎡]）
	店舗面積1,001～5,000㎡	106.25€ + 0.2597€（×店舗面積[㎡]）
	店舗面積5,000～10,000㎡	106.25€ + 0.2243€（×店舗面積[㎡]）
	店舗面積10,000以上	106.25€ + 0.1889€（×店舗面積[㎡]）
大規模小売事業者のうち10店舗をグループ宣言した場合	グループ宣言が2000店舗以下・総店舗面積800,000㎡以下	53.13€ + 0.2460€（×店舗面積[㎡]）
	グループ宣言が2000店舗以下・総店舗面積800,000㎡超	53.13€ + 0.1994€（×店舗面積[㎡]）
	グループ宣言が2000店舗以下・総店舗面積800,000㎡以下	35.42€ + 0.2460€（×店舗面積[㎡]）
	グループ宣言が2000店舗以下・総店舗面積800,000㎡超	35.42€ + 0.1994€（×店舗面積[㎡]）
大規模専門店	左記に該当する場合。	65.1757€ + 0.0593€（×店舗面積[㎡]）
美容院	小さな美容院 就業者数0～2名 就業者数3～5名 就業者数6～10名 就業者数11～15名 就業者数15名超	105.73 € 105.73 € 129.21 € 140.99 € 223.19 € 328.92 €
	その他音楽がある場所 バスの待合所 ホテルおよびケータリング 空港 人口5,000人以下の自治体のイベント使用 人口5,000人以下の自治体の施設使用	107.22 € 113.45 € 107.22 € 102.27 € 107.22 €

諸外国の状況⑥（例：英国）

- 英国では、PPL（隣接権団体）とPRS for Music（音楽著作権団体）が合併会社PPL PRS Ltdを設立。PPL PRS Ltdは公衆の伝達に関するライセンス（TheMusicLicence）を提供し、報酬の徴収を行い、各CMOに分配している。
- PPLの年間収入235.4M £（≒498.6億円）のうち、「TheMusicLicence」の収入が100M £（≒182.9億円）を占める。PPL PRS Ltdのウェブサイトには、PPLとPRS for Musicそれぞれの料金表が公表されており、「TheMusicLicence」のライセンス料は、それぞれの料金を合算する形で算出される。
- ライセンス料はセクター、用途、利用規模等で分類されている。なお、一部の業界は業界団体を通じてまとめて支払うこととされている。



諸外国の状況⑦（例：英国）（続き）

- 英国では、隣接権団体と音楽著作権団体の間で料金体系の基準（例：面積区分、座席数）等で違いがみられる。

TheMusicLicenceのうちPPL（隣接権団体）

セクター	年間ライセンス料	割引・割増
オフィス&ワーキング プレイス	1-600㎡ £ 190.26 601-650㎡ £ 206.74 651-700㎡ £ 223.22 等	・音楽が聞こえる範囲の面積が100㎡以下で、BBC放送等の伝統的なラジオ・TV放送のみを使う場合には1-600㎡のライセンス料の50%割引 ・最初にレコードを使用する際にライセンスを取得していなかった場合、初年度のみ50%の割増。
	小規模ワーキングプレイス スタッフ4人以下 £ 63.99	・最初にレコードを使用する際にライセンスを取得していなかった場合、初年度のみ50%の割増。
ショップ&ストア	1-600㎡ £ 190.26 601-650㎡ £ 206.74 651-700㎡ £ 223.22 等	・音楽が聞こえる範囲の面積が50㎡以下で、BBC放送等の伝統的なラジオ・TV放送のみを使う場合には1-600㎡のライセンス料の50%割引 ・最初にレコードを使用する際にライセンスを取得していなかった場合、初年度のみ50%の割増。
	クラブまたはインストラクターごとに £ 174.63	-
ヘア&ビューティー	施術の席/テーブル数 1-10席 £ 211.19 1-15席 £ 263.98 16-20席 £ 316.77 等	・5席以下で、BBC放送等の伝統的なラジオ・TV放送のみを使う場合には1-10席のライセンス料の50%割引 ・最初にレコードを使用する際にライセンスを取得していなかった場合、初年度のみ50%の割増。
レストラン&カフェ	1-400㎡ £ 190.26 401-450㎡ £ 214.04 451-500㎡ £ 237.82 等	・音楽が聞こえる範囲の面積が50㎡以下で、BBC放送等の伝統的なラジオ・TV放送のみを使う場合には1-600㎡のライセンス料の50%割引 ・最初にレコードを使用する際にライセンスを取得していなかった場合、初年度のみ50%の割増。
	同上	同上
パブ&バー	同上	同上

TheMusicLicenceのうちPRS for Music（音楽著作権団体）

セクター	年間ライセンス料	割引・割増
オフィス&ワーキング プレイス	・5人以上の労働者の場合 (ワークスペース) 日数×30分単位の時間数×ユニット数 ×£ 0.1127 (休憩室) 日数×30分単位の時間数×ユニット数 ×£ 0.2243 ※ただし、上記計算式により得られるライセンス料が£ 128.07より低い場合には、£ 128.07が適用される。 ・4人以下の労働者の場合 £ 57.78	・最初にレコードを使用する際にライセンスを取得していなかった場合、初年度のみ50%の割増。
	・BGMまたはデモ音源の場合 1-100㎡ £ 223.80 101-150㎡ £ 326.40 151-200㎡ £ 326.40等 ・店内でのイベントの場合 1-100㎡ £ 23.30/日 101-150㎡ £ 33.70/日 151-200㎡ £ 45.00/日 等 ※年間ライセンス料が£ 120.90より低い場合には、£ 120.90が適用される。	・ポータブルラジオまたは26インチ以下のテレビ1台のみによる再生で、音楽が聞こえる範囲が100㎡以下の場合£ 120.90に割引。 ・オーディオまたはオーディオビジュアル装置の販促のためのデモ音源再生用途にのみ使用され、装置がスタッフにのみ操作される場合には、30%割引。等
ショップ&ストア	・BGM用途の場合 0-99㎡ £ 253.55 100-249㎡ £ 474.57 250-649㎡ £ 747.62 等 ・フィットネスクラスでの使用 £ 2.02/回 ・ダンスクラスでの使用 £ 1.29/回	・最初にレコードを使用する際にライセンスを取得していなかった場合、初年度のみ50%の割増。
フィットネス&ダンス	施術の席/テーブル数 1-5席 £ 105.99 6-10席 £ 139.82 11-15席 £ 173.64 等	・最初にレコードを使用する際にライセンスを取得していなかった場合、初年度のみ50%の割増。
ヘア&ビューティー	・BGMの場合 (ラジオ) 30席以下 £ 173.13 30席以上20席ごとに£ 57.68追加。 (レコード) 30席以下 £ 304.73 30席以上20席ごとに£ 152.34追加。 等	・最初にレコードを使用する際にライセンスを取得していなかった場合、初年度のみ50%の割増。
レストラン&カフェ	・BGMの場合 (ラジオ単体) £ 144.01 (レコード) £ 288.09	・最初にレコードを使用する際にライセンスを取得していなかった場合、初年度のみ50%の割増。
パブ&バー		

資料) PPL料金表およびPRS for Music料金表

諸外国の状況⑧（その他調査国）

- その他調査国においても、徴収にあたって各国の事情にあわせて合理的な手段が取られている。

	分配の概要
中国	<ul style="list-style-type: none">● 店舗等からCAVCAが徴収し、レコード製作者に分配。カラオケ分野のみMCSC経由で音楽視聴覚作品の著作権者に分配。
韓国	<ul style="list-style-type: none">● 売場音楽サービスを使用する業種・事業所（ホテル、ショッピングセンター等）：13団体を統合徴収団体に指定（著作権・隣接権団体4団体から委託）● 売場音楽サービスを使用しない業種・事業所：KOMCA（音楽著作権）● 統合徴収団体から著作権・隣接権団体4団体を通じて各権利者に分配される。 <p>※売場音楽サービス：売り場の雰囲気に合わせてカスタマイズされたBGMを配信するサービスを指す。</p>